

広島県告示第六百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年十一月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八三線	三次市十日市東五丁目三八五番一七地先から 三次市十日市東五丁目三四八番一地先まで	平成二六年一月五日